

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-185）」

2. 日時：令和4年11月1日（火） 16時15分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長（設工認・耐震） 他17名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ  
グループマネージャー

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ  
マネージャー 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)
- ・ 令和4年10月31日  
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	お伺いしました。
0:00:03	規制庁清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請が津田白杵公認申請について、
0:00:14	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からコサクフジワラセトガワシミズ。
0:00:28	その他WEBからタジリを把話。
0:00:33	以上になります。
0:00:35	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし、当議題の構成を説明して資料の説明を開始してください。
0:00:45	はい、日本連盟ナカハマでございます。
0:00:48	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:52	サトウ。
0:00:53	タカハシ。
0:00:55	イシハラセガワ。
0:00:58	フジノ。
0:00:59	シミズ。
0:01:00	イワタニ。
0:01:01	クボタ。
0:01:03	オガワん。
0:01:04	アブカワヤマダ。
0:01:06	クボタサトウオオヤナギユヤマ。
0:01:11	タナカ。
0:01:12	マツザワ。
0:01:14	ナカハマ以上になります。
0:01:16	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、共通項目と個別項目の先駆けについてご確認いただきたいと思えます。
0:01:26	それではこちらの方から説明を開始させていただきます。
0:01:31	はい。人間者でございます。教育項目と個別項目の書き分けについてということで10月31日に資料提出をさせていただきました。
0:01:41	前回、10月24日にヒアリングでやりとりをさせていただきました内容も踏まえた上で修正をさせていただいております。
0:01:51	提出が若干もともと予定自体遅れまして申し訳ございませんでした。

0:01:55	今回前回のやりとりをさせていただいたことを踏まえまして、逆算になりますけど5ページ以降の表をしっかりと作り込んだ上で、それをもとにの考え方を2ページ以降に整理をさせていただきました。
0:02:09	右下2ページでございます。共通と個別の関係について、今回前、5ページ以降の表を全部埋めた上でそれぞれの関係性を整理していった、一つのグルーピングですね。
0:02:22	の考え方を、に基づいて、それぞれどういう関係なのかというのを整理をさせていただきました。
0:02:29	書いているメンバーがですねちょっと私の目開き、そんな時もありますけど順番変えももとの考えと順番通りないところは、説明の中で順番を、
0:02:39	考えたイメージに合わせて説明をさせていただくことで、補わせていただきます。
0:02:44	右下2ページの矢羽根がございます一つの大きな分類としては、安全設計の共通的な方針、臨界者事故みたいなもの、こういったものが安全設計の共通的な方針が書かれた上で、それに基づいて各設備の設計の
0:02:59	具体化定型化されるということで、それらが第1週でいう、ここに書いてあります米印に書いているような第4項目が代表選手だと思ってます。
0:03:09	その第1章に基づいて、共通的な設計方針に基づき、第2章のそれぞれ設備が設計されていますということを展開をしていくというグループが、
0:03:19	一番大きな、ベースになるグループだと思ってます。
0:03:23	2番目のチームとしては、右下3ページになりますが、2社3ページの一番上による共通的な設計方針をうたった上で、その共通的な設計方針を達成するために、
0:03:34	必要な設備を設計していくわけですが、個別設備の設計を、第2章でも伝えながら、設備の構成等について、個別設備として謳っていくもの。
0:03:45	浦山大木何チーム目かなと思ってます。
0:03:48	それぞれ米印で書いてます外部衝撃力火薬火災爆発防止溢水とか化学薬品等々ございます。
0:03:57	この中には、表の中にありますけど3.3の階層でいくと竜巻防護耐える設備がですね第2章でいう、第1章の共通設計方針を達成するために必要な設備として第2章が生きて、
0:04:10	その竜巻防護設備としての設計方針は第2章でもうたいながら、個別の系統構成なんかを説明していくということかなと思っております。

0:04:19	前回議論になりました計測制御とか安全北海道みたいなものは、ここで言う 9.1 の安全機能を有する施設でぶら下がりながら、その段階で共通的な更新を述べ、4.14. 2 といったところで、それぞれ個別の
0:04:33	設計方針を述べつつ、設計構成とかも、設計説明していくというグループこれが大きな意義のかなと思ってます。三つ目のグループが 2 社 3 ページの二つ目の矢羽根、複数の設備共通的な設計方針を述べてその共通的な設計方針に基づいて個別設備の具体設計が述べられる、第 2 章で述べられるチーム、
0:04:54	これ
0:04:55	搬送設備なんかが一つの例として考えられると思ってございます。
0:05:02	そういったものが DB の世界ではいつ、右下 2 ページに戻りますけども、
0:05:07	例の設計との関係を踏まえつつ、S A 設備の共通的な設計方針を第 1 章の病院、常に関係する個別設備の設計を第 2 障害を述べると。
0:05:18	N7、4 番目のチームということかなと思ってます。
0:05:22	最後 23 ページにあります施設共通の設計方針として個別設備の展開部隊なりですね、共通的な方針と党の設計方針に語られると。
0:05:32	ということかと思ってございます。
0:05:34	こういった整理をした結果として先ほど述べました、右下 3 ページでいう 9.1 の安全機能を有する施設にぶら下がるが 4.14 点に特に和気さんのチームがいます。
0:05:46	4.3 の専用水については、整理でいきますと、
0:05:50	右下 6 ページを誤操作の防止が、安全機能を有する施設、第 1 章に入ることによってこれの具体の展開として 4.3、第 2 章の 4.3 の制御室に展開をされると。
0:06:02	いふことの整理かなと思ってまして、じゃよ。右下 3 ページで 4.1 の計測制御設備とか安全公開はどうなのかと。
0:06:10	ところが、前回は議論させていただきました。
0:06:14	右下 7 ページの (1) の運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止から事務ルートと言いながらやはりこれだけでは、共通的な設計方針との紐づけが、
0:06:25	今ひとつ足りないのではないかというのが、個人的に考えた結果でございまして、
0:06:30	その結果を補うために、右下 4 ページにありますちょっといろいろと変えたかったんですけど全部黒字になってしまいましたけども、

0:06:38	もともと安全機能を有する施設に 4 ページで段落を書いて真ん中に書いてある田んぼが幾つかございますけども、
0:06:44	安全機能を有する施設は運転時の異常過渡変化において、工場等の周辺の公衆に放射線を照射障害を及ぼさない設計とするという段落まで、ここまではもともと当初会議た文章になります。
0:06:57	ここに、4.1 とか 4.2 ひもづける共通的な方針というのをそれぞれ書いて、村井障害に預けるということをやると、先ほどの分類の考え方であったり、
0:07:09	スムーズに移行できるのかなということで、こういった文章を安全機能優先施設の第 1 章に書き足すことによって、その紐付より明確にしたいというのが、今回考えた結果でございます。
0:07:21	いっぱいそういう数字を設置した結果を今回まとめさせていただきましたということでございます。
0:07:27	ちなみにになります、2 品下 2 ページで言う最終のためのグループ、ここへ、基本設計方針上どういう記載になるかといいますと、
0:07:37	第 2 章の頭に第 1 章の臨界とか遮へいとか閉じ込めこういった設計に基づいて、この後、この以降に以降に示す設計をしていきますよという、紐づけをされるチームになります。
0:07:50	右下 3 ページの一番上の矢羽根の共通的な撤去方針これは、共通的な関潮田伊井小の中で言っている共通的な設計方針の中で、
0:08:01	こういう防護設計なりこういう設計をしますよと、これも具体については第 2 章の声に、示しますという大庄の共通方針の中で第 2 章との紐付けが、
0:08:10	発生するなど、これが 3 ページの一番上まで、後になります。
0:08:16	それと 2 ページの 2 番目のやはり同じような、
0:08:20	関係かなと思っております。
0:08:23	はい。説明は以上になります。
0:08:27	規制庁清水ですそれではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:08:36	はい、室長の丹治、規制庁の舘です。
0:08:39	ちょ、前回よりわかりやすくなったかなと思い、ちょっと認識の確認をさせていただければ。
0:08:45	今開いていただいて 2 ページのところまず一つ目のポツのところ書いている通り、大原則はまず第 1 章に共通項目、共通的な設計方針を書いて、第 2 章で個別項目を書きますよという形になっていて、で、

0:08:59	先ほど山根のところの場合分けの話をされたんですけど、先ほど言った大原則から離れてるわけではなくて、基本設計方針第1章の共通項目で例えば閉じ込めの施工方針をうたった上で、
0:09:11	その閉じ込めの機能を達成するための個別
0:09:14	の第2章に飛ばす形の場合もあるし、かつ設備要求、基準の要求自体が例えばSFPとかもですけど、基本的に閉じ込めという大きな要求の中で、
0:09:25	さらにそれをSFPに特化した要求としてかかっているようなものに関しては、今設計方針のような形で、第2、第2章に設計方針を書くものみたいな形で書かれたんですけど要は、
0:09:34	個別設備に係る、要は限定した形での設計方針を変えているとかそういうことですかねちょっと設計方針が一章と2章との関係でわからなかったんですけど。
0:09:44	はい。日本原燃石原でございますはい今おっしゃっていただいた通りでございます。私の記載もグナかなかうまく書けてなくて申し訳ございません。はい。第2条に核設計欲しいといただくまでそれ以降に係る個別の説明に対する設計方針のことを言っておりますので、
0:09:59	分類の考え方としては全部共通的なものだというふうに考えてございます。以上です。
0:10:06	はい。規制庁佐治です。なんで第1章の共通項目としての大枠な設計方針というのは、必ず、そのあと第1にでてくるもの
0:10:17	行政、
0:10:20	議会も共通的な設計
0:10:25	その前の個別設備に関わる、2ページでいうと一番上に書かれてる系統構成や機能要求、性能等っていうのは、そこで言った設計方針等でそのまま続けて書くというようなイメージです。
0:10:38	はい、二本木石田でございますはい。そういうイメージだと思ってございました。はい。
0:10:45	はい。規制庁館です。おっきな形がわかってきたところなんですけど。
0:10:50	ちなみに、ちょっとその先行き過ぎかもしれんけど、第1章と第2条があって、それぞれにどういったところまで書くかの整理って説明されました。ちょっと何か少し言われたような気もしたんですけどわかりきらなかったところがあって、
0:11:02	今要は共通的な設計方針を第1章に書いてそれを第2章で受ける形になると思うんですけど、その受ける側っていうのは、第1章での話もある程度書こうとしているのか、それとも第2章はもはや個別。

0:11:15	でいきなり個別の
0:11:18	第何章に基づきとかそれぐらいの記載しか書かないつもりなのかとか、
0:11:22	聞いていいですか。
0:11:24	はい、日本エリアでございます基本は、先ほどあったグループもいるかもしれませんが、重複しタナカことは考えておりませんで、
0:11:34	第1章計画地の場合は第1章の頭に第1章の共通的な方針であるこれこれに基づき設計をすると言った後に、個別の系統構成なりの設計のくだりを変えていくということで考えてございます。
0:11:47	はい。
0:11:49	町帯磁率今野は多分
0:11:52	パターン二つあるうちの機能の中での個別設備歌うようなやつは何かそんな形のイメージを
0:11:58	もう1個設計方針を書くパターンのやつがいたりすると。
0:12:02	けど、ちょっとまた今日出てきたやつ、資料全然まだ見切れてないやつが多々あるんですけど、第1章第2章の立場で、前回見たときまでは、第2章の頭のところで、第1章の話をも熟して書くやつもいるんですけどみたいなことを少し聞いてたような気もするんですけどそこら。
0:12:19	ていうのを、すいませんまだ見れてないっていうのが前提ですけど、聞いてるもんですか今回、
0:12:25	はい、与儀西田でございますはい
0:12:29	今回あった例えば舞台でいくと、右下4ページに書いて計測制御とか安全保護回路これと重複したとしてもそれぞれ第2章での設計方針として書くべき等、
0:12:41	展開するので一部重複するところがまだあると思っております。基本的には第1章で書いたことを受ける場合には第1章の間に基づきということで、あまり重複がないように見解をしようというのが基本的な考え方でございます。で、
0:12:56	もう一つ確かに例えば右下3ページの辰野君の設備でもですね竜巻防護設備は竜巻の共通方針に基づいて波及で出てくる。要はその達成のために必要な設備として出てきますただこれも、
0:13:10	例えば耐震とかいろんな共通的な方針に基づいて設計がされなきゃいけないということもありますので、そういったものに基づき設計をすると言っていきながら、かつ竜巻としての設計方針の位置付けを、
0:13:22	述べていくという形で展開をされるのかなというのがちょっと具体的な記載を、書かずに書いてるとかいう程度あれですけどそういう形で考えてました。以上です。

0:13:45	音声入ってますかね。
0:13:50	田尻さん。
0:13:53	土岐。
0:13:55	はい。ちょっといいですごめんなさい、見劣りしました。江藤。
0:13:59	あ、すいません。衛藤。今先ほどちょっと浅倉研修を見てたんで、
0:14:04	確認なんですけど、第1章のところろうで書いて第2章の頭で、何条に基づくみたいのを書いた上で、少し設計方針をうたうような形になっているここちょっとわかりやすさの観点等もあるのかもしれないんですけど、
0:14:17	基本原則は第1章の章番号とかを引用する形でそれに基づく等で書いた上で、必要最低限ミニマムたち下部セガワかもしれないけど基本的には系統構成とかそういうのを第2章で書くということで一応理解しましたのと全体構成でとりあえずの理解でわかります他の方は差し当たりお願いします。
0:14:41	規制庁コサクです。
0:14:45	そんなイメージではいるんですけど、
0:14:52	5ページからの表の、
0:14:55	一番右の基本設計方針展開先と、
0:15:00	いうところに書いている意味。
0:15:04	が、
0:15:06	具体何なのか、っていうのを少し話をしながら、
0:15:11	イメージ合わせをしたいんですけど。
0:15:15	まず最初の、ちょっと言葉が飛び飛びになってまして、
0:15:23	すいません。
0:15:26	5ページの、
0:15:29	ところからの表の基本設計方針展開先という。
0:15:35	ところでの記載ぶりがまだ、
0:15:41	対応の仕方に応じて、
0:15:46	記載されているのかどうかというのがよくわからないので、具体を一つ一つ確認したいなと思ってます。第四条でまず言うと、
0:15:56	まず第1章で臨界防止の方針があり、
0:16:00	それを踏まえて、第2章、各施設について、
0:16:04	これは系統構成というよりわあ、各施設での具体の設計方針が書かれるっていうふうに思ったんですけど。
0:16:14	それでいいですかそれは2ページ3ページとかで、どう、この該当ですか。



0:16:21	はい。日本原燃者でございますはい。四条でいきますとおっしゃっていただいている通りにそれから糸川第1章の委員会の共通的な方針を踏まえた具体の設備に対する設計が書かれるのが第2章です。そのチームとしては先ほどの2ページであった。
0:16:38	一番最初の矢羽根に対応するものだということで考えておりました。
0:16:44	はい。
0:16:45	それで言うと、2ページの矢羽根の一つ目っていうのは、下の表、
0:16:54	との関係ではどうなってるかっていうと、一つ目の矢羽根の具体がこの表になっているっていうことですか。
0:17:03	はい。日本ギリシャでございます。はい。私がしっかりサボってしまったのは、すいません。
0:17:10	2番目3番目の矢羽根は火をつけてますけど余りにも2ページが2%、1番目でやっぱり項目が多過ぎて頭で逃げてしまったので、そこは同じような表を展開をしたいと思います
0:17:23	おっしゃっていただいたように、2ページ四条でいくと、同じように今、何々展開しますという5ページに入っているものが、四条であったり、27条であってそれぞれの
0:17:35	いう項目ごとに、どういうものが展開されるかっていうのがあった部署であって、
0:17:40	その展開の仕方っていうのは、今の安全設計の共通的な方針と個別具体の設計との関係ですというときに、どういうと出し方なのかが、多分この書き方で、
0:17:51	差別化されるということかと思います。ちょっとさっき舞台上でいくとすいません自分が整理しきれなかったところを先にぶち上げ負けてしまいますと、
0:18:02	5ページの閉じ込め、十条でいきますと取り組みの4節のとじ込み機能で書きますとってこの辺り具体的舞台設備の設計として、第二種はこれに展開しますっていうのは、
0:18:13	二つのチームを一緒に書いてしまってるんでこれは書き分けられてないかと思ってます。
0:18:20	135をチーム具体の条文が受ける形での下、関係性を説明していると、いうことになってプラス、7.2と7.23と何か違うのかってその辺の違いもですねちゃんとわかるように、
0:18:35	ちょうどこの表の中で書き込めさんとわかるかなと思っていたところでした。

0:18:39	その辺をちゃんと整理をして、それぞれの関係がわかるようにするという面が一つ必要なことかなと思います。以上です。
0:18:46	はい、古作です。まさにそこの仕分けのところをお聞きしたかったというところですよ。
0:18:54	それでいうとせっかく2ページ3ページ4ページ累計を示してですね、こういうものについてはこういうことを書いていきますという整理をしているので、
0:19:06	その整理の対応関係が、5ページのこの欄でわかるようにしておいていただくといいのかなというふうに思います。
0:19:21	それで、
0:19:23	言うと、
0:19:27	当委員会は今の2ページのところで一通り入っていると。
0:19:33	いうことだと思うんですけど、この2ページの矢羽根が二つあるんですけど、
0:19:38	これ二つ矢羽根ある意味ってあるんですけど。
0:19:44	はい。管理者でございます。はい。ちょっと先ほどの各順番私の間違いだと思っていたところでした。一つ目の矢羽根は、大前提1番目の大きなグループだと思ってます。2番目の矢羽根は、
0:19:59	3番目の矢田出野は清家みたいなものなので降雨、2番目と3年目を分けるっていうのもあんまり意味がないかなと思いながら、共通的な方針を第1章でかかって個別具体のやつに展開をしていくということは、
0:20:13	同じグルーピングでも説明できるかなと思ってましたのでその辺のグルーピングも、もう少し整理をした上で、展開先とのリンクがあるのかあればなと思ってたところでした。以上です。
0:20:27	はい。
0:20:28	そうですね。
0:20:31	すいません、2ページの一番下の矢羽根の話は、S Aの条文対応を第1章側でどこに書くかそれに応じた設備にどこをぶら下げるかと。
0:20:46	いう話に対応して、その基となるDB能安全機能っていうのをどう整理をするかと。
0:20:54	いう関係のことを言いたいってことですかね。
0:20:58	はい。人間西浦でございますはいおっしゃっていただいている通りでございます。
0:21:02	規制庁コサクです。わかりました。それで言うと、確かに、次の矢羽根のところD条文の第1章がありそれに対する、
0:21:13	DB設備というのがあって、

0:21:18	そこと
0:21:20	一体として多分言われるように整理をして、S Aの要求とD Bの要求が、対対になってこういうふうに整理できますよと。
0:21:32	してますよっていうので説明いただけるといいかと思います。
0:21:41	で話をちょっと戻してまた5ページにいくと、
0:21:47	射程にが次ですけど、
0:21:52	遮へいはこれ一。
0:21:54	第2章は何を書くってことのもりなんです。
0:22:00	これも2ページ3ページの所まで行っていただいたらいいかと。
0:22:04	はい。
0:22:06	そういう意味では遮へいも結局は元の設計方針は、個別設備はあまり委員会とかと変わらんかなと。
0:22:15	思ってたので第2障害は第1章の遮へいの設計を受けた上で、それぞれの設備の設計が具体的に第2章が展開をされると。
0:22:26	ということかなと思ってました。
0:22:29	そこが先ほど田尻も確認したところですけど、第2章で何か書くのってというのが、具体イメージがわからないんですね。
0:22:44	はい。日本原燃石田でございます。そうおっしゃるそうかもしれませんね。第2章は結局個別設備というものを設備の設計をもとに遮へいの計算をして、
0:22:55	施設の境界であったり、周辺、
0:22:58	への影響がないってことを、
0:23:01	展開していくこと。
0:23:03	といて者への被ばくということも含めて下設計を計算をしていくということなので、
0:23:09	どちらかという共通的な、教えてあったり評価の考え方みたいのが展開をされて、
0:23:16	それがそれぞれもう計算の方の添付に展開していくというので、あまり個別設備の設計にこれがリンクするかというのは、ちょっともうちょっと考えないと。そうですねおっしゃる通りかもしれません。第2章の頭に
0:23:29	遮へいって書いて何かそれに基づく等が何か出てくるかというのと、そういうものがあまりない気がします。はい。はい、迫です。おそらく最初にその遮へい、
0:23:39	農協せ、共通の設計方針に基づき設計しますというだけで、
0:23:44	あと、個々具体を、

0:23:47	個別に言わなきゃいけない事項ってそんなになく、
0:23:50	淡々と共通の設計方針に基づき、遮へい計算をすればいいと、いうことかなあというふうに思っていますね。
0:24:00	こういうのもう類型なり代表機器の選定っていうところに影響してて、
0:24:06	個別にそれぞれ言い始めちゃうと、江田ができちゃうんですね。
0:24:11	その枝葉が内数ですよって説明をわざわざ作って言わなきゃいけないので、
0:24:17	必要のないものはあえて言わなくてもいいというふうに思っています。一方で先ほどの臨界みたいなのは、施設ごとに、臨界の配慮の仕方がどの、
0:24:30	対策を講じるのかと。
0:24:32	いうことのすみ分けを多少整理しなきゃいけないということで、小部11項目での設計方針としても言わなきゃいけないということだと理解をしているんですけど。
0:24:46	あれですよ。石原さんの記載イメージはその程度のもを書くっていうつもりでい。
0:24:51	もっと言いましたよね。
0:24:53	はい、梅田でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:24:58	はい。コサクです。それが今小の整理で少し
0:25:03	広がった方向に作業が行っちゃったので、そこを
0:25:08	そういう趣旨であるものとなないものと、単純にその柱書引用すればいいものと、個別に書かなきゃいけないものというのが、わかるようにしていただきたいと思っています。
0:25:23	はい。野木西原でございます。はい。承知いたしましたおっしゃっていただけることは理解をしましたので、
0:25:30	2章での受け方というのを考えた上で、この下に整理を進めて分類していきたいと思っております以上です。
0:25:37	はい。補足です。で、5ページまた戻りまして第十条第27、26条ということで、閉じ込め関係のものが上がっていますね。
0:25:49	こちら漏えい防止とか、そういったものは一般論であってあまり個別で言う必要なものでもない。
0:26:01	ところが多いんだと思うんです。具体的にわあ漏えいしがたい構造とすると言って溶接通した容器に入れるとかですね、いうのはいちいち一つの施設で言う必要はないと思うんですけど、

0:26:15	一方いくつか特有なものとして書かなきゃいけないというものがあると思うんです。
0:26:23	そういうのを抜き出して今書いたつもりになってるんですか。
0:26:29	はい。運営者でございますはい。おっしゃっていただくようでございます十条もそうです 11 条も同じかと思えます共通的な権田リーダー、理事みたいな設計方針は徐々に言うんですけど、どちらかというと、
0:26:43	個別設備の設計に閉じ込めとして展開しなきゃいけないものというのをピックアップして、135 をシリーズ、あと 7 もそうですね、崩壊熱状況みたいなもので警戒しなきゃいけないものでも書いてますので、
0:26:54	共通的な何基づく設計とするみたいなことをただ書いてやってしまうチームっていうのはあんまり具体の展開をしてないので、その辺も
0:27:03	明確にしなきゃいけないかと思えます。以上です。
0:27:06	はい。補足ですわかりました。で、そうすると先ほどの遮へいとちょっと温度差がついちゃうねっていうことなので、記載ぶりを整理をする中で対応いただきたいと思うんですけど。
0:27:17	先ほど説明いただいたように、このところは 135 と 7 は少し意味が違って、基本設計方針での記載されている内容の具体を展開をするというところが 135 で、
0:27:31	対応する個別設備の設計方針ということで、7 の、
0:27:36	部分があると。
0:27:37	いう古藤で説明いただいたんだと思えますので、そこは上の 2、2 ページ 3 ページとかとの変え対応関係が見えるように整理をいただくと。
0:27:48	ということでよろしくお願いします。
0:27:52	第 11 条のところは今説明いただいた通り、同じような話なので、飛ばしまして、その津ギイ能安全機能を有する施設、
0:28:06	すいませんその次は野地坂。
0:28:10	と地震ですね。
0:28:12	これは
0:28:15	何ですかね、これも先ほどの遮へいと同じような気はするんですけど、どういう感じですか。
0:28:23	はい。弓削者でございますはいこれも災害と同じグループだと思えますそこも先ほどのグルーピングの中で、上手く住み分けをしたいと思えます。以上です。
0:28:33	はい。規制庁コサクです。
0:28:40	津波は飛ばしましょう。その次のページ、外部衝撃と、
0:28:45	ということで、こちらは先ほどの火災と同じ状態だと思えますので、

0:28:54	阿藤。
0:28:56	全体に、各種施設全般を通じて外部衝撃の対応はとらなきゃいけないですけどそれはもう全部共通の方針で対応できると。
0:29:07	ということで、ここに言う必要はないと。
0:29:11	ということですかね。
0:29:14	はい。日本原燃石田でございますはい。今後、整理としてはおっしゃる通りだと思います個別に展開するというものではないものが大部分で、個別の設備として、2行あるものが竜巻防護設備として今、個別に書いてある項目だと。
0:29:28	ということで整理をしたいと思います。以上です。
0:29:31	はい。
0:29:32	コサクですわかります
0:29:34	今の類似のものが、
0:29:36	少し飛ばしまして、すみません、縦真ん中のところの、かっこいい
0:29:44	F Gというところに入って行って、
0:29:49	わあ、計装系という関係。
0:29:56	になって、
0:29:59	くと思うんですけど、
0:30:06	ああでもないのか、誤操作で、機器設計とかいうところも入るか全般の
0:30:12	9 ポツ 1 で、第 1 章の基本設計方針と書いて、
0:30:19	その個別設備の設計っていう関係から、少なくとも制御室は展開をしますと、それ以外は一般論として、第 1 章側で読めると思っていますってことですな。
0:30:32	はい。日本原燃石田でございますはいおっしゃっていただいているような整理をしました。
0:30:37	ちょっと私、口滑らせましたけど計装としては、特になくて大丈夫ですか。
0:30:45	はい。日本原燃者でございます係数としてはどちらかということか。次のページの 1 で受けようかなと思ってました。ただちょっともうちょっと誤操作のところを読み碎いて、
0:30:59	書くべきことがないかどうか、は考えないといけないかなと思います
0:31:05	定員のところに書いてある再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる計器表示云々というのは、計装関係そのものにも影響するかなと思いますので、そこはちょっともうちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。

0:31:20	はいコサクです。わかりました第2章4ポツの中の住み分けっていうことかもしれないので、その辺りは整理して、わかるようにしていただければと思います。
0:31:34	ふうワー避難通路等ですけど何で電気なのっていう、
0:31:42	ところはどいう、
0:31:43	どうですか。
0:31:46	はい。日本原電車でございます。一つは避難所そのものが建物に避難通路を設けるともう一つ1棟等の中に照明が入ってまして照明を受けるのが、
0:31:57	電気設備として今整理を最初セガワしていたと思ってましたので、7.11を書かさせていただきました。ただこれまでの安全避難としてはどこで受けてるんだっていうのがここちょっと明確にならないのでそこは、
0:32:09	明確化をしなきゃいけないかなと思ってます。以上です。
0:32:14	規制庁コサクです。今言われた、電気設備って言われますけど、
0:32:21	照明でポイントになってるのは、内蔵の蓄電池だとカー。
0:32:27	個別の話であってマリー電気設備っていうところで捨てるようなものでもないような気が。
0:32:33	してたんですけど、どういうことですかね。
0:32:37	はい。日本原燃石田でございます。
0:32:41	はい
0:32:44	はい。
0:32:46	7.1. 1 ページでいくと16 ページ見ていただくところの中に7.1. 1.8として今照明を入れ込んでいるのが、これでいいんだと言われると、もうちょっと考え、
0:33:06	S I、規制庁コサクです状況はわかりました良くないような気がするので、整理をしていきたいと思いますが、立石さんすいませんその点、何か思うことありますか。
0:33:21	アジア系とタジリです。何か再処理はそうしてるっていうのはさっきとかで気づいてはいたんですけど、多分MOXで建屋かなんかの絡みでもそこの一体と思うとして多分とらえ、安全避難すると言ったのかなという形でとらえてるだけなんで個別項目を電気設備の中でいちいち起こす意味があるのか。
0:33:41	ていうのは少し疑問があるかなと必ずしもこうでなければいけないってのはちょっと言いづらいところはあるんですけど、何か電気設備としての意味合いがそんなにあるものではないような気も

0:33:51	ので、若干他と並びをいまいちな気がするのでちょっとご検討いただければというのが条文としての感想です。
0:33:58	規制庁コサクです。結局、多分この作業の中で、第2章側にぶら下げるところを作らなきゃみたいな意識も何か出てきちゃったような気がするんですよね。必ずしもそうではなくて先ほど言ったように基本設計方針、
0:34:12	第1章で書くものっていうのが、
0:34:18	具体の設計のところまでもう落とし込めるようになっているのであれば或いはそれが共通なもの、各施設それぞれに考えるものということであれば、
0:34:29	柱で呼び込むだけでいいので、
0:34:32	避難通路みたいなのはそういう部類としていいんじゃないかなと。
0:34:38	いうふうに思ってます。
0:34:43	特に建物という関係からすると、建物自体も、施設のそれぞれに変えていってというので、あまり明示にここでっていうものでもないはずなので、
0:34:54	そういう点でも第1章でAPDをつけた方がというふうに思います。
0:34:59	よろしいでしょうか。
0:35:02	はい、柳下でございます。はい。おっしゃっていただいていることは理解をしました。はい。
0:35:08	多分、おっしゃっている通りだなと思いながら、はい。もともとあったものを使ってしまって、すいません私の家の力をちょっと考えます。はい。はい。規制庁コサクです。その上で、Gの安全機能を有する施設なんですけど、
0:35:24	これーが9ポツ一位でありつつ、第2章で各施設に展開と言っている。
0:35:35	意味がやっぱりわからないんですけど、
0:35:38	これも何ですかね、次の、
0:35:42	ページの方での設計基準事故とかとの関係でぶら下がるのと、
0:35:48	議論が混在するような気はするんですが、ここわあ、
0:35:53	一般的な共通で終わりでもいいような気がするんですけど何でこう列記されてるんでしょう。
0:36:00	はい、日本イシハラでございますはい。
0:36:03	ここも先ほどの採用とかの考えでいうと全く同じだと思います(12)は共通的な支援機能を有する施設としての、いわゆる一般的な方針のところだと思いますので、



0:36:15	そういう分類の中に入るものだという認識した上でこの最後の展開先を書くべきかと思います。当然ながら次のページのところの書き分けは当然次のページの駅とか、
0:36:27	税とか系はそれぞれの項目を意識した上での展開だと思しますので、そこはすみ分けが必要かなと思います。以上です。
0:36:36	はい。規制庁コサクです。で、それでいう。
0:36:40	ただ念のためですけどGについてわあ、個別設備の設計方針に出さないといけないものがあるっていうわけではないと思っていいですか。
0:36:51	はい。出野イシハラでございます。はい。
0:36:56	今考えてる限りではないと思います
0:37:00	若干気になるので、教育、あまり共通で言えば、話は終わりの気もします。
0:37:11	頭でうたってる共通的な方針のところは規格基準のってとかいろいろところで当然共通で受けられると思ってますし、パイプラインの中でこの中でこれ徳田してるところは内部資産は生産物と、
0:37:24	共用の話かと思えますそこは、
0:37:29	共通の中で展開をすれば、個別でそういう事に何か設計というわけではないかなとも思いますがそこもちょっと整理をした上で、具体化できればと思います。以上です。
0:37:40	はい。今言われた波及影響農家会社側のことについて、何か具体の説Bを意図して書かなきゃいけないみたいなことがあれば、
0:37:53	その部分は上がってくるっていう古藤だと思いますけど。
0:37:58	そんな話がありましたかみたいところ、何を、整理をしてまとめていただければと思います。
0:38:10	で、今のはもう一つ雄踏安重があるかないかっていうところは若干、
0:38:17	気にされるのかなあという気はしたんですけど。
0:38:20	それも呼び込みをするかしないかだけでやってっていう気がしますが、
0:38:28	その程度と思っていいですかね。
0:38:30	それとも何か。はい。多重化をどうあんまりないです。はい。呼び込むだけだと思います。はい。はい。補足ですわかりました。
0:38:41	それで次のページいきます等材料構造は、共通ですということで終わりになって、搬送設備については、当初お話しした通り、搬送設備として特有の
0:38:54	特有というか特殊な設備のものがあるのでその部分は、個別設備の設計ということで展開しますよということで理解をしています。1については、

0:39:06	9 ポツ 1 で第 1 章で大枠を受けた上で、ここで許可整合での全般的な方針を受けて、舞台の設計に入った印象で入っていくと。
0:39:18	ということなんですけど、これは 4 ポツ 14 ポツに 4 ポツ 3 って書いてますけどこれだけでいいんですか。
0:39:32	はい。日本原燃瀬谷でございますはい直接的に見るところを変えたとは言いながらも、本当にそうかというのはもうちょっと、
0:39:42	考えないといけないかなと思ってたところであります。はい。そっか。層理に近いですね、コサクですねそこをですね、最初にページで話したように、
0:39:54	D B と S A を対比してみたいんですよ。
0:39:58	S A の方見ると、9 ポツ 1 がかなり多く書いてあるんです。
0:40:08	S、S F P の 9.1 が書いてあって、
0:40:15	ページ開いた方がいいかな、10 ページですかね。
0:40:20	はい。9、9 ポツにですねごめんなさい。
0:40:24	書いてあってそれで第 2 章の 1 ポツに、
0:40:28	なりますとこれは矢印の向き違いますけど、
0:40:32	9 ポツ 2 を受けて展開といって第 2 章って書いてますが、基本は構成としては、第 1 章で大枠として 9 のところで話をして、
0:40:44	個別設備を第 2 章が出かけますよと。
0:40:47	ということだと思ってて、
0:40:50	これが一、またちょっと話飛んじゃいますけど、
0:40:55	次のろう
0:40:57	すいません、その次は良くないんだ。
0:41:00	でもよく、どうなんだろう。
0:41:03	横野君。
0:41:05	その次漏えいについては、対象物がないってということで、許可整合ではじくところではありますけど、
0:41:14	4 歩通になっちゃってるんですね、9 ポツじゃなくて、
0:41:20	ですけど、許可整合で言うためには 9 ポツで全体を拾わないと。
0:41:28	つまみ食い状態になっちゃいますよってというのは前回のヒアリングでお伝えしたことだと思うんですけど、
0:41:33	それが対応されてなくて、その関係でいうと、
0:41:38	その前のページの 39 条の冷却機能総数でも 9 ポツが書いていないと。
0:41:45	ということになってます。
0:41:48	同じく 40 条 41 条も、

0:41:52	それぞれのところで書くからいいんですになっちゃってて、大枠のS Aの考え方っていったところを謳う9ポツがついてないと。
0:42:01	いうことになっていて、考え方がわからんということなんですけど、この辺り、何か、
0:42:07	そうは言われたけどあえて外してるってことなんですか。
0:42:11	はい。弓削西田でございます。
0:42:15	おっしゃっていただくように売りに加わらないといけないと思うんですが、公明党は確かに9ページで第1章の9.2があって、それに基づいて設計するっていうのはそれぞれ全部に共通することだと思いますので、
0:42:28	3839条も含めて、全体にそれぞれ展開しないと確かに不十分かと思います。
0:42:36	10ページの4ポツで終わっている漏えいの方も、運営に対するその他みたいなやつがないというのは、
0:42:46	許可で終わっていながらも全体の設計がその協定に従っているものであることを前提に、そういう説明であるということ考えると9点以外ないとは不十分だということもおっしゃっていただいている通りだと思いますのでその辺も、
0:43:01	もう少し整理が必要かなというところですか。以上です。
0:43:04	はい。補足です。そこをですねできレバー
0:43:10	00、資料の別紙4の最初に添付書類の関連図を作っていたらいいんですけど、
0:43:19	その時には設計方針はただスタートとして本と書いてあるだけなんですけど、
0:43:26	似たような形でここでその基本設計方針の中で、南條南條南條っていう対応の場所のそれぞれの相互関係と、
0:43:36	ということで図を書いていただく等、
0:43:39	概念が整理できるんじゃないのかなと思ったんですけどいかがですかね。
0:43:46	はい。乳井理事者でございます。はい。おっしゃっていただいているので、先ほどのグルーピングとかそれぞれの営業関係をちゃんと整理した上で、それを絵に表せば、
0:43:59	認識ができるような形にはなると思いますので、ちょっとそれを、
0:44:03	この整理を進めると合わせて作りたと思います。以上です。
0:44:07	はい。補足です。それをS Aで作ってそれをD Bに展開してとすると、先ほどの安全機能を有する施設のところの悩みっていうのが解決すると思ってるのでよろしく申し上げます。

0:44:29	コサクですけど石原さん理解しました。はい。
0:44:31	はい、梅田でございますはい理解をしました。
0:44:37	あれが足りてないところがありますので、重大事故側で、今の 9.2 をそれぞれ紐づけしながら、因果関係を整理すると、同じような関係に利用なんてないと、やっぱりおかしいよねっていうところは、
0:44:49	見えてくると思いますんで、その整理を早急にさせていただきたいと思います。以上です。
0:44:55	はい。補足です。よろしく申し上げます。せっかくここまで来たので 7 ページ戻ってその後ですけど、ここからは、条文自体が個別施設のものなので、
0:45:09	個別施設自体は書きつつ、それのもとになる共通のものっていうのはここですよと。
0:45:15	いうことで書いているので、大枠そんなに論点はないんですけど、今までの共通の条文の方の方針から、
0:45:25	どうなったたかっていうので、書き足りてるかっていうところは、精査をしていただければというところかと思います。
0:45:38	そこでいうと、
0:45:42	7 ページの一番下の廃棄施設、
0:45:45	については、第 1 章側でも書きますと、
0:45:48	いうことで話があったんですけど、結局、大庄側で書きますっていうのは、
0:45:56	これだけでよくて、それ以外はももとの第 1 章のところで、十分でしたっていうことですか。
0:46:06	はい。弓削西原でございますこれもちょっと全体像がうまく示せなかった結果だと思います流し 7 ページのところの廃棄施設を 10.1 で書くといったことに加えて、先ほど説明の中でしました
0:46:22	この 7 ページでいうと、J とか系の話ですね、計測制御設備とか施設とか安全保護回路、これも個別の項目を起こすという、9.1 の安全機能を有する施設で、
0:46:35	ここで 1 を受けて限界というところに、共通的な方針をやはりうたわない今日この紐付けがうまく関係性が整理できないんじゃないかということで、
0:46:45	今後これあと力はないにしても受けて市の中で展開をしますよという、整理をしないといけないと思ったグループなので、先ほど 10.1 で起こした廃棄と同じような追加が必要かなと思っていたところでした。以上です。

0:47:00	はい、古作ですわかりました。
0:47:07	次のページ。
0:47:12	8 ページは今のお話の点で展開されるのが、
0:47:17	すべてかなというふうに思います。
0:47:24	と、それでS Aの方行って、
0:47:29	S Aについてわあ、まずは先ほどの9 ポツ2 との関係というのが一番なんですけど、
0:47:38	等、
0:47:55	と。
0:47:57	9 ページって、ちょっと今止まっちゃったのは、36 条の前の条文ってどこ行ったのかなと思ったんですけど。
0:48:05	全部D B側とセットになってて上に行っちゃってるってということですかね。
0:48:12	はい。与儀西田でございますはい。おっしゃっていただいている通りでございますがチェックをしちゃったので、そこが、
0:48:18	そういう意味では、そうですね。5 ページでいう火災なんかもガッチャンコしてる場合にはD Bの話しか書いてないっていうかタテウチの感じもあるので、はい。そこの整理も、
0:48:30	藪田古川さん、すごいかもしれません。はい。どちらでもいいんですけど整理漏れのないようにお願いします。
0:48:39	第 36 条は、
0:48:46	D Bでは条文が分かれてるものに対して、結構すべからくここで全部集約して要求しているというところがあるので、
0:48:58	その対応がこれでいいのかっていうのがよくわかんなくて、具体的に言うと、竜巻防護設備だったりとかっていうことなんですけど、
0:49:07	その辺りはいかがですか。
0:49:16	はい、弓削西田でございます。はい。
0:49:19	私の
0:49:21	累計ですねそれは、風によっては、頭から飛んでました。はい。それは確かに設備を竜巻防護まで守ったりしてるものは、
0:49:30	重大事故対設備として何か気要求事項を満足しないといけないっていうのはおっしゃっていただいている通りなのでちょっと答弁これには、余りにも乱暴な気がしますのでちょっとそこの整理もした上で、
0:49:42	必要なものを、足していくということかと思えますそこは先ほどの共通的なものを呼び込んでおるっていうのと具体の設備設計見解しなきゃいけないものってのちゃんとソーティングした上で、

0:49:53	展開先の記載を整理をすれば、うまく書ききれのかなと思いますので、その整理をした上で、展開先の明示をしたいと思います。以上です。
0:50:02	はい。補足です。その関係性はDBの整理をして、DBの条文と、第36条が対応、SAで対応する内容っていうのを照らし合わせればおのずと、
0:50:15	統合すればいいだけになってきてたと思いますので、しっかりと見ていただければと思います。
0:50:24	はい。日本原燃志田でございますはい。おっしゃっていただいている通りだと思いますはい。ありがとうございます。
0:50:30	はい。古作です。その次の臨界は、
0:50:36	藤。
0:50:37	まずは9ポツ2って話はもうすでに話してるので、22は今後言わないことにしまして、プラ数、具体的に、
0:50:47	最初の設備があるというところが、第2章として引っ張られてるっていう理解でいいですね。
0:50:54	はい。乳井理事者でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
0:50:58	はい。
0:51:00	コサクですその次の冷却機能については、
0:51:05	これで足りるんですかね。
0:51:14	はい、井上石田でございます。ここはですねちょっと私も悩みました悩んだのは直接的にどこまで関係性を示すかというところで
0:51:27	統括官等に対処するために当然水を供給しないといけないので、その辺の設備もありますしその辺も含めて全体をどうやってそこに展開するかっていうのは、今のは妥当外部線引きが甘い気もしますので、その整理は、
0:51:43	させていただきたいと思います以上です。
0:51:46	はい。補足です。若干ここは悩ましくて、共通08、
0:51:53	8
0:51:56	共通08の方でもう、D条文の対応関係を整理するのに、水、
0:52:04	水源はどう扱ったらいいのかとか、悩ましいところがいくつかあって、またヒアリングで話をしたいなと思ってんですけど、
0:52:15	その関係性を踏まえてまとめていただくということなのかなと。
0:52:20	いうふうに思います。
0:52:26	はい。
0:52:26	はい、柳下でございます承知いたしました。

0:52:40	ここに計装系がないのは計装の条文があり、計装の施設がある。
0:52:47	ので、こちら側では入れませんよってということのような気はするんですけど、今のその水源はとかっていうのと一緒に、どこまでをこちらに入れてって仕分けをするのかませるのかと。
0:53:00	言ったところは、何かもうセイリガクあるんでしょうか。
0:53:04	はい。日本原燃車でございます。はい。最初言ったやつがトリガーになってるのに、係争がいる場合には、今、委員会と特に競売とかですけど、
0:53:15	対象の起動のリーダーとしてケースをやるものはここに書いてます。
0:53:23	対象してるべきその状態を把握するみたいなやつは計装としての位置付けで、計装設備側に移行を図っているということで、今のところは整理をしたところでした。以上です。
0:53:34	はい、高坂です。計装だけに限らずですね先ほどの水の関係も含め、そういったところでの整理が統一的になされているのかということで説明をいただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:53:51	はい、森下でございますはい、承知いたしました。
0:53:57	へえ。
0:53:59	10 ページについては、先ほどの全体で言われ、お話ししたようなところでの展開でいいかと思しますので、
0:54:09	対応いただければ結構かと思ってます。すいませんちょっと細かな話まで展開してしまいましたけど、そういった論点が、2 ページ 3 ページでわかるように、また 5 ページ以降の表に繋がるようにと。
0:54:24	ということで整理をいただければ大分わかるようになってきたかなと思いますんで、もうひと踏ん張りよろしくお願いします。
0:54:33	はい。日本原燃志田でございますはい承知いたしました。
0:54:42	規制庁の藤原です。
0:54:43	ちょっと細かい点なんですけど 8 ページのところ、
0:54:49	21 条と 49 条があって、49 条のところに、
0:54:55	炉の一般構造のところ、P の監視設備と書いてあって、内容見ると持とう許可の時の監視設備っていうのは、
0:55:05	結構指定基準法の条文でいうと、監視設備等、
0:55:11	監視測定設備っていう S A の方の城半島っていう二つあって、それ終わっちゃうとしたようなことが書いてあるのが P の監視設備だったとって、

0:55:21	今ここに書かれているのでそのうちのD部分だけを持ってきていて、だけど、基本設計方針展開先は、9ポツ2-っていうのを受けてっていうですよ。
0:55:33	もう設備の要求を受けてっていう話になっちゃっててちょっと何かあべこべになってるような気がするんですけど、この辺りって、きちんと整理できてますか。
0:55:43	はい、日本イシハラでございます。
0:55:45	はい。今言われて気づきましたので、ちょっとそこは、すいませんもうちょっと今さっき今野整理も含めて、おっしゃっていただいている通り抜き出すところ、完全に誤ってる気もしますし上の放管との関係も含めて、
0:55:58	DBで整理しなきゃいけないところと、S s - Aしなきゃいけないところっていうのを、
0:56:03	ちゃんと想定をしないといけないところだと思いますので先ほどの整理も含めてそこも手をつけたいと思います。ありがとうございます。コサクですDBとSA分けろというよりは、
0:56:16	ちゃんとそれぞれ意識をして漏れのないようにしてくれっていうことかなと思いますけど、藤尾さんそういうことですか。そうですね。はい。
0:56:24	はい。お願いします。
0:56:29	はい、宮城西田でございます承知いたしました。
0:56:37	シミズです。規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:56:48	それは原燃から振り返りをお願いします。
0:56:52	はい、梅野石田でございます。はい。
0:56:57	5ページ以降の表までちゃんとその位置付けで想定をうまくしないといけないので共通的に全体としての方針を受けるだけのものと、個別設備の設計とリンクするもの。
0:57:08	2ページ3ページに書いてグルーピングをもう一度整理をして適切なグルーピングにした上で、5ページ以降の示し方というのもそのグルーピングに合わせた
0:57:20	展開をさせていただくということと、共通的に受けるものっていうのが抜けなく展開されているかということも含めて整理をするということ、あと特にSDの関係が一致してますよねということも、
0:57:36	わかるような形に整理をしますので、先ほど古作さんからありました全体の業績方針のリンクの体系図ですね、これも作った上で、この資料の中で展開をして、
0:57:48	いきたいと思います。



0:57:50	以上です。
0:57:56	規制庁コサクですけど、この資料でわかるようにしていただくのは入口として大事なんですけど、
0:58:03	それ考えを原燃内各条文担当の認識が合った状態にして、具体的に 00 資料に展開するという事だったと思うんですけど。
0:58:18	それわあ、どう進むんですかね。
0:58:28	はい、二本木西原でございます。
0:58:31	私がどうするんですかねって聞いちゃ駄目ですよ。はい、えっと、
0:58:35	まず少なくとも、この整理をやることによって第 1 回の申請の 00 資料であったり展開に影響するようなことがあるのであれば、
0:58:46	スピード感は、それに合ったものでないといけないと思ってますし、ただもう個人も含めて当然出しますので、そこも含めて、第 2 回かどうかっていう線引きをしててもあれなので、
0:58:59	とはいえ、この整理が終わって各条文に展開をして、0 に反映してということが確かにその整理と合ってるよねっていう話もした上で、
0:59:12	いやあ、今言った補正に間に合うかということそれはまたちょっと厳しいスケジュール感な気がしますので、
0:59:20	それから、もうちょっと作成を考えたいと思いますはいすいません。
0:59:25	はい。コサクです。その意味だとうまず第 1 回申請の申請は家は入る。基本設計方針の部分というのを早急に認識合わせをしなきゃいけないという
0:59:37	ことで、少なくともこの資料の整理がつけば、それを代表例として議論すると、第 2 回分も同じようにやればいよいよねっていう認識合わせができるんだと思うんで、
0:59:49	その点で、この整理をブラッシュアップするのに加えて、第 1 回申請分の基本設計方針についてのブラッシュアップ。
0:59:57	いうのをやってそれをセットに見させてもらおうと、具体のイメージ網を共有できるということかなと思いますが、いかがでしょうか。
1:00:09	はい。与儀西田でございますはい。おっしゃっていただいてる通りかと思えます。
1:00:14	はい。それを考えてあげるスピード感も含めてスケジュールに落としながら、お話をさせていただくようにしたいと思います。以上です。
1:00:24	はい。コサクです。よろしく願いますというのも、先ほど DBA の部分とかがって関係してくると思ってるんですね。
1:00:34	そういう、その理解でいいですよ。

1:00:40	はい。日本原燃志田でございますはい。ドンピシャ引っかけますはい。
1:00:44	はい。補足です。なので早くしないとねって思ってますので、対応いただいてあと、特に気にしているのわあ、先ほども言いましたけど、第1章で書いてあるものを第2章で具体展開と、
1:00:59	いうものがどこまで必要なのかということで、あまり過剰にやる一必要があると思っないもんですから、といっても、これは必要だよねっていうのがいくつかあってそこの認識合わせを早くしたほうがいいなど。
1:01:13	思っているんです。で、第1回申請の範囲そういうような議論ができるものがあれば、
1:01:21	早くしてっていうことなんですけど、そこはありますかね。
1:01:28	はい。二本木者でございますはい。
1:01:32	制御しながら、守りながら、今このスピード感でやっても直撃はしないかなと思って、
1:01:40	やってますはいすいません。はい。
1:01:43	はい、古作です。そうかなあと思いながら今日の資料だと、直撃するような書き方だったので、気になったからそこまでやるんですかっていうのを一つ一つ質問したっていうことなんですけど。
1:01:58	今日の話をつまえて整理したところで当たるところがあれば、早急に対応してということで話をさせていただければと思います。
1:02:08	はい、峰白戸でございますはい。承知いたしました。
1:02:16	規制庁、志水岡井規制庁があったら、確認等ありますでしょうか。
1:02:24	寝顔全体を通して特によろしいでしょうか。
1:02:32	特にございません。
1:02:35	これも実はヒアリングを終了したいと思いますので、録音を推進します。